

## 平成 20 年度第 2 回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時 平成 20 年 10 月 9 日 (木) 午後 6 時 30 分 ~ 午後 8 時 40 分

場 所 市役所本庁舎 2 階 202 会議室

出席者

役職	氏名	出席	事務局	
会長	角田 義寛		企画経済部部长	佐々木 隆哉
副会長	傳法 公磨		企画経済部協働推進・市民の声を聴く課長	松田 裕
委員	青木 昭子		企画経済部協働推進・市民の声を聴く課主査	岩本 隆行
委員	五十嵐 満行		企画経済部協働推進・市民の声を聴く課主査	田村 奈緒美
委員	柴田 由美子		企画経済部協働推進・市民の声を聴く課主任	西山 隆之
委員	砂子 タケ子			
委員	村山 俊之			
委員	今中 建男			
委員	熊谷 美香	×		
委員	長 良幸			
委員	西 陽子			
委員	松原 勇夫			
委員	三島 照子			
委員	上田 均			
委員	吉田 宏和			

傍聴者 3人

=====

### 【角田会長】

これより、平成 20 年度第 2 回石狩市市民参加制度調査審議会を開会いたします。今日は皆さん大変お疲れのところ、また、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

本日は熊谷委員が欠席というお知らせをいただいております、それ以外の方は全員出席でございます。本日の議題でございますが、ご案内のとおり 1 番に市民参加手続の平成 19 年度における実施運用状況、前回の第 1 回目で若干時間が足りなくて積み残しの部分がございますので、その辺りをご確認いただくことと、2 番目は第 4 次審議会としての答申につきましてご議論いただきたいと考えております。前回の資料と今回お送りした資料と両方を皆さんお持ちでしょうか。今日は 8 時半くらいを目途に行ないたいと思いますのでご協力のほどよろしく申し上げます。

また、今までと違って今日は委員会室ではなく普通の会議室でございまして、事務局の配慮でお茶なども初めて出していただきましたので、お茶を飲みながらざくばらんに話し合いをしたいと思っております。それから、録音をしておりますので発言の前には必ずお名前、あるいは私が指名した後にご発言をお願いしたいと思います。

それではさっそく議事に入りたいと思いますが、最初に平成 19 年度におきます市民参加手続の実施運用状況についてです。前回、諮問を受けまして、その中には運用状況の評価と具体的な改善方法

があればということも諮問いただいて、平成 19 年度の実施状況を事務局から出していただきました。7つの資料に基づいているいろいろな説明を受けながら、皆さんからご質問やご意見等いただいたわけですが、そのうちの資料 7 番目の市民参加手続に関する職員アンケートの結果の自由筆記の部分が時間が足りなくて積み残しになっておりますので、資料は前回お配りしたものの 18 ページから 20 ページになります。現行制度について、不足・過剰とを感じる点、制度上の問題点、見直しが必要だと思う点などにつきまして職員に出していただいた内容がまとめて記載されておりますが、まず、この部分から改めて皆さんのご質問やご意見等をいただきたいと思っております。

【長委員】

18 ページに「市民の関心が薄い」と感じている内容が載っていますが、昨日、ラジオを聴いていると札幌市で子どもの権利条例を作るか作らないかについて結構議論になっているようですが、市民参加運用マニュアル 2008 をいただきまして、これの 3 ページに枠で囲って市民参加手続に関するガイドラインというものがあって、どういう場合は審議会で、どういう場合はパブリックコメントをやるかということが書いてありますが、これの徹底の仕方というか、今までの仕組みから変えていかなければ市民参加がスムーズに行かないのではないかという気がしています。今までのように役所にお金があるときには行政がプランを作ってどんどんやっていけば市民は満足する状況だったのでしょけれども、今はすごくタイトであると。そういう中で市民参加手続を行なうといろいろな意見が出てくるだろうし、それをまたまとめていくのが大変だろうと思うし、やはり旧来の仕組みから考えなおさなければ市民参加を進めていくことはできないし、よしんば進めたとしても、ただワイワイガヤガヤになってしまうような気がしています。今、言うことではないかもしれませんが、その辺りも時間をかけて考えていく必要があるのではないかと思います。

【角田会長】

このページには、公聴会や審議会、パブリックコメント手続ということが書いてありますけれども、長委員がおっしゃっているのは、これ以外に何か市民意見を吸い上げる方法があるのではないかと思います。それともこれらの手法の選択のしかたということでしょうか。

【長委員】

具体的には(3)公聴会についてです。ここに「公開の場で聴く必要があるときは」とありますが、この判断をするのはどこなのか、どういう基準なのかという辺りが、積極的に市民参加をさせようという方向に向かっているのであればスムーズにいくと思いますが、ただ手続を踏んだということだけになれば市民参加というのは難しいかという気がしています。

【角田会長】

前回は長委員から地域説明会について開催するかしないかの基準が必要ではないかというお話がありましたね。後ほどこの審議会としてのこれからの考え方についてのご意見をいただきますが、2 番目の議題としておりますので、ただいまのご意見は次の議題でまたお伺いしたいと思います。

【松原委員】

この資料を見ると各年度において市のほうではかなり努力されていて、いろいろなことを改善したり、特に市民の声を聴く課のほうで窓口を一本化するなどして努力はされているのですが、アンケートを見ると「具体的な例を示してほしい」という意見が随所に出てきているし、過去何回かやっている中で同じような指摘事項があったように見受けられます。今、長委員が言われた延長線上にあるのかもしれませんが、もっと具体的に公聴会は何をどういう基準でということ、普通の会社で言えば

業務分掌規定に対してやるやらないという事例、もしくはそれが難しいのであれば、このテーマは公聴会、このテーマはパブリックコメント、というような具体的な案件と事例をもってやっていくようなマニュアルが必要ではないかと思えます。この運用マニュアル2008とか条例規則などを見せていただきましたが、具体的な基準があと一歩明確ではないように感じます。窓口を一本化したり毎年研修をしたり職員の方は一生懸命されているようですが、具体的な案件があったりトラブルがあったときにはきちんと説明をしているというようにしか文書では見えません。全体の9割くらいがカバーできるような、判断ができるような具体的なマニュアルや基準が必要ではないかと思えます。そうすれば市の職員も明確になるし、市民に提示したときにも部局の問題なのか、市民や地域の問題なのか、テーマに問題があるのかというように何種類かに分別されるとまた手の打ち方も変わってくるのではないかと見受けられました。

**【角田会長】**

松原委員も長委員と全く同じというようなご意見ですね。ある案件について、これは公聴会がいいのかパブリックコメントがいいのかワークショップをするべきなのかという判断基準が明確ではないということでございますね。これははっきりとさせるべきではないか。そうすれば現場のほうも混乱しないだろうし、市民の方も意見を言いやすいのではないかといいことだと思いますが、このマニュアルにつきましては後ほど事務局から説明を受けることになっておりますので、その時にまたご意見をいただきたいと思えます。今の件について事務局から何かありますか。

**【事務局（松田課長）】**

現実レベルの話だと思います。今の条例規則の中では、何の案件については何の手続きをしないかというところまでは絞り込んで整理しておりません。この条例規則自体が最低基準であるということまで運用してきましたが、職員のアンケートの中にも出てきているように、職員も常に市民参加手続に携わるといってありませんので、市民参加の認識や手続の手法について失念することが現実的な問題としてあります。2番目の議題の中でまた深くご議論いただくことになろうかと思えますが、具体的な方策について皆さんのご意見などをいただいてまとめていきたいと思っております。

**【角田会長】**

2番目の議題のときに長委員や松原委員のご意見を再度お伺いしたいと思いますけれども、その他この問7についてご質問やご意見がございませんか。

**【傳法副会長】**

事務局に教えていただきたいのですが、前回の資料で市民の声を活かす条例と施行規則の案というものをいただいておりますね。この中に公聴会はどういう場合にやるというようなことも書かれておりますけれども、これはどういう扱いとして私たちに配られたのでしょうか。今回配られた資料の説明をしていただくと、先ほど長委員や松原委員が言われた内容が見えてくると思えます。公聴会などはどのような場合にやるのかということは、この規則の中に書いてありますね。

**【角田会長】**

今回配られた資料については、次の議題のときに説明してもらおうと思っておりますが、先に説明をお願いできますか。

**【事務局（松田課長）】**

条例と規則に基づいて手続等を行ってまいりましたけれども、このように具体的な案件を想定せずに抽象的な書き方としての基準はあります。ただ、松原委員がおっしゃるような要素は職員アンケー

トの中でも出てきていて、実際、条例や規則にはこのように書いてあるけれども具体的な案件についてどうするかという部分が曖昧であるということは職員アンケートからも受け取れますので、内容をもっと少し整理する必要があるのではないかとのご意見ということによろしいでしょうか。

【松原委員】

そういうことです。

【事務局（松田課長）】

具体的な基準というものは持っていないものですから、マニュアルには運用していく上で必要なものを整理して載せていく必要があると思っております。こちらのマニュアルについてもご説明することになっておりますが、細部を詰めていくということまで想定しておりませんでした。今回お配りしましたマニュアルについて簡単に説明させていただきますが、これは職員が実際に手続を実施していく上で運用の基準となるもので、市民の声を活かす条例が平成 14 年に制定されて以来、このマニュアルを作って進めてきており、この審議会での議論や制度の運用の中でいろいろな問題などが出てきた部分をその都度改訂して現在に至っております。マニュアル 2008 の改訂内容の大きなポイントとしましては、第 3 次審議会から答申をいただいた制度の見直しにつきまして、6 月議会での議決を経て条例改正が行なわれているところですが、公の施設の新設、改良、廃止等が市民参加手続の対象となるということなどを含めた今回の改正の内容と、手続をする上での留意事項などを新たにマニュアルに盛り込んだほか、14 ページ以降には、個別の案件の考え方を具体的に記載することで、職員の判断ミスを減らしていくという観点から、決して十分ではありませんが具体的な事例を何点か取り上げて記載することとしました。以上がマニュアル改訂の大きなポイントになります。これをご覧いただいた上で先ほど出されたようなご意見があったということだと思いますので、このマニュアルを更に踏み込んだものにしていくかどうかということについても、後ほどご審議いただければと思います。

【傳法副会長】

前回、このように条例規則の案を資料としていただきましたが、これはあくまでも参考資料として扱ってよいということですか。

【角田会長】

前回は議会の前でしたので、前回いただいた資料は議会に出した条例案ですね。議会ではこのとおり通ったのでしょうか。修正はありませんでしたか。

【事務局（松田課長）】

はい。案のとおりに可決されています。

【傳法副会長】

では、これはこのとおりすでに制定されているのですね。それを受けてこのようなマニュアルができたということによろしいですね。

【角田会長】

それでは議事に戻ります。問 7 の職員アンケートについてご質問等はありませんか。

私から質問させていただきます。この意見の中に、従前には見られなかったような意見はありますか。新しい視点からの声などはありましたか。

【事務局（松田課長）】

本質的に今までと違うものというのは見受けられませんが、今回は、自治基本条例が制定されて協

---

働を基本原則としてまちづくりを進めていこうということになった関係もあって、協働を進めていく上での市民参加のあり方であったり、協働を実践していく中で市民参加を深めていくことが必要なのではないかという意見は出ています。

【角田会長】

職員研修の必要性や市民意識が十分ではないというものがあいかわらずあったようですね。

【事務局（松田課長）】

合併の関係もあるのか、職員研修をやってほしいという意見は多いのですが、実際には毎年研修をやっているのですが。

【角田会長】

毎年やっているにも関わらずこのような要望が多いというのはどういうことなのでしょうね。このアンケートの基礎的な数字を見ますと、具体的に市民参加が要求される事業に携わっていない人が多いようですから、そのようなことも原因なのでしょう。

【事務局（佐々木部長）】

考えられるのは、我々の方では研修をやっていますが、意見を出した人は事例を基にした実践的な研修という言い方をしていますから、我々のほうでやっている研修は実践的に欠けているということなのかもしれません。先ほどから出ているマニュアルにしても同じような意見が来ていて、我々のほうも知恵は絞るのですが、現実的に役所が直面するケースは千差万別でありますし、その時の住民サイドの考え方や周りの状況はすべて一様ではないという中で「このような場合にはこうすべきだ」というものを打ち出すまでには残念ながらまだいっていないのです。そういうところが具体的に使える実践的なものを求める職員意識と、我々の対応できる能力あるいは経験の間のギャップという形で出ているのかもしれないと考えます。

【角田会長】

その辺りを、この審議会で方向付けできればいいと思いますがなかなか難しいですね。ただ、施行されてからもう6年経っているわけですから、それなりの積み上げはできているのでしょうし、市民参加の具体例も結構出てきているはずなので、職員や市民が求めるような、満足するような事例の整理ができればいいと思いますけれどもね。

【三島委員】

わからないときに具体的な事例を聞いたり、どういう市民の声が聞けるかというようなことを聞くような部署はないのですか。

【角田会長】

市民参加に関する窓口は、平成17年に一元化されましたよね。

【事務局（松田課長）】

三島委員がおっしゃるような窓口というのは私どものところになりますけれども。

【三島委員】

でも、アンケートにはなかなかそういう状況にはない感じで書かれていますから、周知されていないのか、自分たちが求める答えがなかなか出てこないということではないかと思いますが。それから研修というのはどういう形でやっているのでしょうか。全職員対象ですか。

【事務局（松田課長）】

全職員対象ですが、全員が出席するということではできませんが、本庁舎、厚田支所、浜益支所でそれぞれ午前と午後に 1 回ずつ開催しています。

【三島委員】

職員の採用や退職がここ 4～5 年は少なかったと思いますが、これだけのことをなされているのにもかかわらず、このような意見があるというのはどういうことなのでしょう。

【吉田委員】

具体的なものというのは日常のルーチンな業務とは違って非常に難しいです。個別判断をしていかにざるを得ないという部分と統一されたマニュアルでカバーできたであろうという問題点を区別して、早くマニュアルを作ることによって、各部局でのばらつきなどがなくなるだろうと思います。

【長委員】

私は厚田から来ておりまして、合併してからまだ日も浅いですから、この制度ができてから 6 年経っていますと言われても、じつはこの制度を知ったのはつい最近ということで勉強不足ではありますが、各部局で審議会やパブリックコメントや公聴会をやった結果というのは何らかの形でチェックされているのですか。特に公聴会などをして出席者が少ないとかパブリックコメントをやって意見が出なかったという場合には何か評価をするようなことをされているのか。また、公聴会などで意見が対立してなかなかまとまらない事例もあるかと思いますが、そういう事例を具体的に研修の中に入れて、一番いいのは失敗したことを明らかにしてその原因は何であったのかということをも反省しながら変えていかないことにはマニュアルもできないだろうし、ただやりっぱなしで終わっているのであればその辺りは難しい気がしますけれども、今のところチェック機能はありますか。

【事務局（松田課長）】

まさにこの審議会が実施状況のチェックをしていただくところで、実施状況については第 1 回でご説明しましたとおりで、市民参加手続はしているけれども内容によっては意見が出ていないというものもあります。それを受けてどのような制度改善を図っていくかということをご意見も聞きながらやっていこうというのが今のシステムです。

【長委員】

それであれば年に数回の審議会では無理があるような気がしますね。

【角田会長】

お話しが今後の改善策のほうに移ったような気がしますので、また後ほど更に詳しい話をお聞きしたいと思います。問 7 の件についてはこの程度でよろしいでしょうか。

それではよろしいということでございますので、一応、平成 19 年度の実施運用状況についての確認は資料に基づいてなされましたけれども、資料 1 から 7 までで確認しておきたいことやご意見等がありましたら伺っておきたいと思います。

【事務局（松田課長）】

このあとご説明させていただきたいのが第 2 回の資料になりますが、この資料の中身が第 1 回のときに事務局のほうで押さえきれていなかった内容などを確認したものですので、先にこれの説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

【角田会長】

それでは第 2 回の資料の説明をお願いします。

## 【事務局（田村主査）】

それでは第2回の資料について説明させていただきますのでお手元にご用意をお願いいたします。

1ページをご覧ください。資料1の花川南出張所廃止にかかる住民説明会についてです。これは前回、五十嵐委員から説明会の参加者が少なかったが十分に周知されていたのかというご指摘があり、周知方法については次回までに確認してまいりますとお答えしていたものです。周知については3つの方法を取っておりました。ひとつ目は花川南連合町内会役員への事情説明の際に、住民説明会がありますので参加してくださいということをご地域の皆さんに呼びかけていただくよう依頼をしております。ふたつ目は昨年の広報いしかり7月号に住民説明会開催の記事を掲載しております。3つ目は町内会の回覧です。こちらは広報紙を使って全戸にご案内しておりますので、回覧につきましては花川南出張所近隣の16町内会のみ配布をしております。配布した16町内会につきましては資料でご確認ください。開催状況ですが、5会場でそれぞれ1回ずつ計5回。いずれも平日の夜間に開催しました。参加人数は延べ54名となっております。花川南出張所と同時期に親船出張所も廃止されましたけれども、親船出張所廃止の説明会も開催しております、こちらは7月12日に1回開催し、近隣の5町内会に回覧をしております。参加人数は28名でした。

資料2に移ります。資料2はごみ減量化計画の策定における市民参加手続についてです。ごみ減量化計画は第1期と第2期がございますので、はじめに第1期からご説明をいたします。前回、三島委員から第1期ではワークショップが行われていて結果も出せているのにもかかわらず、第2期のときにそれが活かされなかったのはどうしてかというご質問をいただいております。資料にはワークショップの開催状況を掲載しておりますが、花川南、八幡、花川北のコミセンのほうでそれぞれ1回ずつ開催しております。こちらにつきましては、いしかりごみへらし隊の生ごみ部隊が中心となりまして、ごみ減量化計画の中に市民の意見を取り入れようということでご企画をしてくださったものです。ワークショップの中では、市のごみ対策課より石狩のごみの現状や減量の必要性、家庭ごみの減量目標の説明などを行い、その後グループに分かれて意見を出し合っております。そこで出された意見はできるだけ計画の中に反映しようということご実施しております。前回、会長のほうからワークショップの中で出された意見はどのようなものが反映されているのかというご質問をいただいております。反映しましたご意見は資料に掲載しておりますのでご確認ください。また、ワークショップのほかにパブリックコメントと審議会への諮問をしております。パブリックコメントでは1名の方から1件のご意見をいただきました。環境審議会は5回開催しております、ごみ減量化計画案の表記方法や語句の修正を加えた上で、内容についてはおおむね妥当であるということでの答申をいただいております。次は第2期ごみ減量化計画策定についてです。市民参加手続としてはパブリックコメントと審議会への諮問を実施しております。パブリックコメントでは1名の方から2件のご意見をいただきました。審議会のほうでもおおむね了承するという答申をいただいております。第2期計画策定に際してワークショップを選択しなかった理由ですが、第2期の計画は新たに計画を作成するというものではなく、数値目標や経年変化を反映したグラフの差し替え、字句の修正というような既存の計画の一部を改訂するというものに過ぎなかったため、審議会への諮問とパブリックコメントでの意見募集で市民意見を十分に活かせるという判断が所管課のほうであったということです。

次に資料3に移ります。資料3は西委員からいただきました行政改革懇話会の第1回目と第2回目が非常に近い時期に開催されていたのはどういう理由かというご質問に関する資料です。行政改革懇話会というのは石狩市の行政改革の推進について調査審議する機関として設置されております。こち

らでは集中改革プランや行政改革大綱においての進捗状況を確認したり検討をさせていただいたりというフォローアップをさせていただいております。内容によっては次年度予算に反映するという事も考えられますので 12 月上旬までにご検討をいただいております。議論の状況によっては 1 回で終わらない場合もありますので、数回開催されることも考えられます。終期が決まっておりますので、委員の希望によって短期間に数回開催されることは想定されておまして、年度当初からのスケジュールにも組まれております。

次は資料 4 パブリックコメントにおける意見の対応状況です。前回、角田会長よりパブリックコメントの意見の「その他」はどういう場合か、それは「参考」とは違うのかというご質問をいただきました。私、前回の審議会の中で「その他は今後検討させていただくというもの」とお答えしました。大変申し訳ありません、それは誤りで、その他は案件と直接関係はないのですがご意見としてお伺いしたものの、またはご質問に回答したものがあたります。資料のその他の検討内容は、平成 19 年度に実施しましたパブリックコメントにいただいたご意見で検討した結果、「その他」とさせていただいたものの一部を掲載しております。こちらは、個別排水処理施設使用料の改定のパブリックコメントに対して合併の効果を求められております。これについては情報の発信先をご紹介する程度にとどめております。このような形で、案件とは直接関係はないのですが、ご意見としてお伺いしたりご質問にお答えしているものが「その他」にあたります。また、「参考」については原案には盛り込めませんが、今後の参考とさせていただくものです。こちら参考の検討内容として平成 19 年度のパブリックコメントでいただきましたご意見を検討し、「参考」とさせていただいたものの一部を掲載しておりますのでご確認ください。私からの説明は以上です。

**【角田会長】**

ありがとうございました。第 1 回のときにいろいろご質問が出て、その場でお答えいただけなかったもの、あるいはその後調べていただいた結果を説明いただきましたが、1 番目の花川南出張所廃止にかかる住民説明会について、五十嵐委員はいかがでしょうか。

**【五十嵐委員】**

私はひまわり会館に参加しましたが、この参加者 12 名というのは一般の町内会員が 12 名ということですか。それとも職員を含めて 12 名でしょうか。職員は 4 名いましたよね。

**【事務局(田村主査)】**

申し訳ありません、出席した職員の人数はおさえておりませんが、参加者は一般の方のみで、職員は含まれておりません。

**【五十嵐委員】**

わかりました。結構でございます。

**【角田会長】**

花川南出張所もそうですが、前回、長委員のほうからはスキー場の廃止に絡めて地域説明会はやったけれども、廃止が前提の地域説明会では意味がないというご指摘でした。そうは言いながら、前段の大きな行財政改革などの計画の中ではそのようなことが盛り込まれていて、それについてはパブリックコメントや市民説明会をやっています。手続はしているけれどもそのときには意見がなかったので、市としては既定方針的に廃止なら廃止という決定をして、再度地域に説明をしたというケースですよ。

**【長委員】**

---

結局、目的として行政手続をしたというものをつくるということなのか、本当に市民参加をしていながら石狩の将来を少ない予算の中で住民が納得できるような生活を保障していくというのが協働ということになってきているのだと私は感じていたので、それを進めるためには形としてやったからいいのだというようなことではなくて、そこに市民参加をもっと増やすというようなことが必要だと思います。自分もそうですが、風呂に入って熱ければ文句を言うけれども、ぬるければ黙ってそのまま入っているという感じですので、そういうところをうまく引っ張り出すようなことをしていかなければならないということだと思います。

【五十嵐委員】

これは議会である程度煮詰まってから出していると思います。市民も町内会の人もあきらめムードというか、第2の夕張にならないようにということが身に染みているものですから、そんな感じで参加者も少なかったのではないかと、最近はそういう感じが市民の方に見られるのではないかという気がしています。私も長年、花川南の出張所には愛着があったものですから。

【角田会長】

後からクレームが出ないように、廃止を決定する前に十分意見を吸い上げることができれば一番いいと思いますけれどもね。事務局から何かありますか。

【事務局（佐々木部長）】

時系列的な話をしますと、財政再建計画を作ったのが平成19年の3月末です。この財政再建計画の中ではすでに出張所の廃止が載っておりましたので、当然、議会のほうでも議論になっていましたし、財政再建計画を作る前の段階では、市民との意見交換やパブリックコメントもやっております。おそらく、その時点で新聞にも出たでしょうし、議会でも議論されているわけです。それで計画ができましたが、計画に書いてあることをすべてそのままやるわけではないですし、また、実際の廃止というアクションをとる前に地域にもう一度きちんと説明をしましょうということで7月にやっています。五十嵐委員がおっしゃったように住民の方の中にはあきらめ感というものがあったのかもしれませんが、行政側としては徐々に手続を踏んできているという意識があることは間違いありません。

【五十嵐委員】

我々市民がどこまで廃止に対してのアクションを起こせるかということだと思います。連合町内会の会長さんはそれぞれどういう考えでいらしたのかですね。連合町内会の会長さんがアクションを起こして、アンケートか何かをすればまた変わってきたのではないかと考えています。

【角田会長】

難しいのは、前段の大きな計画の中では盛り込まれたことに対してパブリックコメントや説明会をやっても市民意見があまり出てこないということが多いですね。市民意見をいかに吸い上げて、多くの市民が納得できるような方向付けがどうしてもできるのか。この審議会の中で何か名案があればいいのですが。

【傳法副会長】

そういう大きなものを進めるときに、行政改革の部署と住民説明会をする部署は同じですか。

【事務局（佐々木部長）】

同じ部局です。計画を作る部局が市民の意見を聴いています。出張所を廃止するときは、出張所を管理していたのが別の部局だったものですから、その別の部局が説明会を開催して市民の意見を聴い

ているような形です。

【傳法副会長】

関係部局が調整を取り合って、市民の意見を聴くようなシステムになっているならいいのですが、もしバラバラであれば、全く関連性がないように住民側から見えて来るといことがあり得るか心配をしておりました。

【村山委員】

この案件と違うのですが、私どもの花畔地区でも住民説明会をつい最近開催いたしました。連合町内会の役員に説明してなおかつすべての町内会に回覧しておりますけれども、やはり集まってきたのは 20 名足らずです。花畔連合町内会も会員数は 1,000 軒ほどありますけれども、20 軒ほどの出席しかなかった。今、町内会はそういう状況です。やはり関心がないのかと思いますね。よほど煮詰まった案件でなければ参加してくれないということはあると思います。資料の参加人数を見てびっくりしましたが、出張所の廃止でもこの程度ですからね。

【砂子委員】

私は委員を引き受けることになって、こんなにたくさんの手続があるのに自分は一度も参加したことがないと、自分の関心の低さにこれではいけないと思っています。市民がみんなに関心を持たなければいけないなど、いくら企画しても参加しなければ意見も言えないし内容の把握もできないですね。

【角田会長】

そうですね。そこでどうしたらいかに市民の方々に関心を持ってもらえるか、あるいはたくさんの意見を出してもらえろかという環境づくりは、この審議会でも考えなければいけないことなのではないか。それは後ほど第 4 次審議会の答申のところでご相談することになっていきますので、何か名案があればと思っているのですが。

次はごみ減量化計画についてのお話でございますが、三島委員はただいまの説明でよろしいでしょうか。

【三島委員】

第 2 次策定においてワークショップを採用しなかった理由が書かれてはいるのですが、いくら数値目標の変更や経年変化を反映したグラフの差し替えなど、字句の修正というようなことですが、これから始まる 5 年計画なわけですし、パブリックコメントでも出ているように、雑紙やみどりのリサイクルの問題とか、本当に市民生活に直結するような減量化計画であれば、このような考えではなくて、前回も言ったように、第 1 期の計画にワークショップの手法が取り入れられることを、私たちごみへらし隊はせっかく示したわけですから、ぜひ職員の方も協働する方向に行ってもらいたかったと思っています。この件とは関係ありませんが、分別辞典を作るにあたってワークショップの開催を要求したのですが、職員の方は協働というものをどのように考えているのかわからなくなるような返事だったのです。先ほどから松田課長がおっしゃっているように、自治基本条例で市民との協働ということを唱っているわけですから、職員がいらないとかいるとかということをその場で即答するのではなく、一旦引き取って考えてほしいという気持ちがあります。即答する例はたくさんあると思いますが、協働するということは即答できない問題だと思います。ですから、一旦引き取ってよく考えてから答えを出してほしいと思います。

【角田会長】

第 2 期ごみ減量化計画の策定時においてワークショップをしなかった理由はこうであっても、三島

---

委員のお考えはワークショップを開いて意見を聴くべきだったのではないかということですね。私が先ほどの事務局の説明を聞いて感じたことは、所管では意見を聴く余地がなかったという判断であったということですね。

【事務局（田村主査）】

審議会でのご議論とパブリックコメントで市民の意見は十分に聴くことができるという判断であったということです。

【角田会長】

ワークショップを開けば、何か違った意見というのは出てきそうだったのでしょいかね。

【五十嵐委員】

ワークショップには何人くらい集まりますか。ごみへらし隊やごみの減量化についてであれば結構集まりますでしょう。

【三島委員】

町内会の説明会と同じで人数は少ないですけど、意見は言いやすいと思います。言いたいことをたくさん持っている人はいると思いますので。

【角田会長】

今回の計画の場合、作業が人手も含めていろいろかかりますけれども、そこまでする必要があるかどうかという判断は別にあると思いますね。

【三島委員】

行政では第1期、第2期と言っていますが減量するのは市民ですから。行政と協働してするのは市民だと思しますので、いくら行政が言ったところで市民がその気にならなければ減量はしていきませんから。

【角田会長】

第2期の計画の中で出された方向性と、三島委員がお考えになっていることはずれたところがありますか。

【三島委員】

ありますね。ですから一応意見は言っています。

【角田会長】

これも今日の前段でお話しておりました、ワークショップをすとか説明会をというところの判断基準と絡んできますので、今回のごみ減量化計画に対する資料説明についてはこれでよろしいでしょうか。

次に資料3、行革懇話会の開催状況についてです。西委員からのご質問でしたが、先ほどの事務局の説明でよろしいでしょうか。

【西委員】

資料に書かれていますとおりに、短期間で数回開催することもあり得るということは承知しました。率直な感想ですが、行政改革は市民にとってかなり関心が高い項目だと思いますけれども、このスケジュールを見ますと、審議会を開催して、来年度の予算に反映することも考えられるので12月には各課に返して検討するということが書いてあります。この辺のところは一般市民にはなかなか見えてきません。今回初めて知った部分ですから、市民としては予算で決まってしまうのではなくて、予算の段階で意見が言えるような場や審議会の中で言ってくれるようなことが機能しているのかを知

らせてほしかったということはありません。予算に関しては役所の中だけで決めてしまうというのが今の役所の流れですから、懇話会で意見を言って各部におろしてこのような予算になったという一連の流れが見えて初めて、スリム化されているとか財政再建計画が遂行されているというのが納得できると思いますので、開催の状況だけでなく、業務の流れがどのようになっているのかを市民に見せていただいて、市民参加の数が増えていくというのがいいかなと思います。

【角田会長】

懇話会の議事録も公表されていますよね。

【事務局（田村主査）】

はい、公表しております。

【角田会長】

それを見ると、一応経過はわかりますね。

【西委員】

発言内容は確かにわかりますけれども、各課に返して、その結果予算付けがどのようになったかは、全体のものしか出てきませんから、果たしてそれが各課でなされているのかどうか。各課のすべての項目に市民は関心を持っているわけではないと思いますので、自分の関心のある部分が見えてくるように返っているのかどうかというところが、審議会の議事録だけでは不足している部分があると思います。これはどこの部署で検討して、当初とどのように変わったというところまで情報開示をしていただかないと、私たち一般市民が市民参加の 절차に加わっていけないかなと思います。

【事務局（佐々木部長）】

議事録ではわかりにくいところがあるかもしれませんが、議事録と一緒に審議会で使う資料などもあわせて公表しておりますので、資料には集中改革プランや行革大綱の実施計画に載っているすべての事業が、去年どういうことをして、今年どういうことをして、来年どのようにしようとしているのかということが全部載っています。それを各担当課と行革担当部局との間のやりとりの経過なども 1 回目の資料と 3 回目の資料を比較していただけると、もし変わったところがあればわかるはずですが。残念ながら変わったところだけを取り出して、具体的に何がどのように変わったかというような広報の仕方はしていないのですが、そのような目線で資料をご覧いただければ、一応わかるようにはなっていると思います。

【角田会長】

例えば、行政改革懇話会の結果を 1 年分まとめたものを広報に載せたりというようなことはしているのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

前回の資料でお出ししたような資料は、年に 1 回出してありますけれども、それ以外であれば市役所 1 階の情報公開コーナーでご覧いただくしか、今のところは手立てがありません。

【角田会長】

公表はしているけれども、公表の仕方がもう少し市民に身近な、目に留まりやすいところにするという手もありますね。本庁に置いてあるからいいということではなくて、もう少し近くで見れるようにしておけばいいと思いますけれどもね。

【五十嵐委員】

行政改革懇話会というのは、先日、道新に載っていた 8 名くらいの会議のことですか。

【事務局（佐々木部長）】

はい、そうです。

【角田会長】

各自治体でも行政効率を上げるとか、改革するというのは大きなテーマだと思いますから、行革懇話会のようなものがある、それが利用されているというのであれば、もう少しPRしたほうがいいのではないかと思いますね。住民もどのように変わっているか興味を持っていると思いますので。

【傳法副会長】

今までのお話を聞いていると、もめるような問題で意見を伺ったりすれば、その結果どのようにしたいというものが、情報として市民に返っていないということなのではないでしょうか。来ていただいた方や町内会を通して集めたのであれば町内会へ、意見を受けてどうしたいということが返ってなくて結果だけが知らされると、わからないものが多すぎて不信感が大きくなるのではないのでしょうか。行政はきちんとステップを踏んでいると私は思っています。提案するものはきちんと説明もしますし、ご意見もいただく機会は作っていると思います。しかしそれが市民の中に返っていったのではないかというような感じを受けます。説明責任というのは非常に大事なことでして、このような審議会からは説明責任の大切さというものを言うことによって住民の方々の疑心暗鬼は減るのではないかと、そして信頼関係が増すのではないかと思います。

【事務局（佐々木部長）】

基本的に市民の声を活かす条例の特徴は、市民から意見をいただいたら必ず返しなさいとしているところだと思っています。ただ、返し方というのが案件によって丁寧さに差があるというのは事実です。例えばパブリックコメントでいただいた意見に対しては文書で返しますという程度ですし、説明会をしてそこで紛糾して、その結果、最終的にこのようにしますという方向が出たときには、もう一度説明会を開くとか、代表的な方がいらっしゃるようであればその方に直接ご説明するというようなやり方をしているつもりではあります。それで十分かどうかはいろいろ見方があると思いますけれども、副会長のおっしゃるところは考えていかなければならないところであることは間違いないと思います。

【角田会長】

前回の資料の10ページに資料5として提言に対して回答というものがありますけれども、これは市民の声を聴く課に意見を寄せた方に対する回答だと思います。それを一人だけに返すのではなくてこういう意見があってこのように回答しましたということ、全市民がわかるような公表の仕方をする意見がこのように活かされるということが当事者だけでなく、他の市民にも持ってもらえるのではないかという気がしていたものですから、副会長がおっしゃった市民に返すということは大事だと思いますね。そうすることで参加するという市民の意識も変わってくるのではないのでしょうか。

【三島委員】

広報いしかりには市民参加手続の審議会の開催の日付と何をしたかと傍聴者が何人いたかという一覧は出ていますね。結果は出ていませんが。個人的にパブリックコメントに意見を出したり、団体が意見を言った場合にはきちんと答えは返ってきています。説明はきちんと受けています。ですから、それはきちんとされていると思いますけれども、一般的にどこかで回答のようなことを他の市民にも見せるというか、どこかで発信するのが必要かと思いました。毎月出ているのはわかりませんが、その中から取り出して、このような意見があって、これはこのように解決しましたということが少しでも

出てくるといいのかと思います。私たちが見えても市民参加の情報は全然つまらないですよ。こんなことをやっているのかという思いもありますが、誰かがどこかでやっていて自分には関係ないような感じで広報を見ている市民が大半だと思います。

【角田委員】

この資料にも市民参加手続の実施状況が出ていますが、すべて出すのは無理ですからこういうまとめ方になっても仕方がないとは思いますが、参加人数しか出ていませんからね。問題はどんな人がどんなことを言ってどうなったかということですよ。そしてそれをたくさんの市民に見せるということが大事だと思います。

【五十嵐委員】

町内会長が説明会に参加するように声をかけておきながら、その結果を何も教えてくれないものですから、やはり結果はきちんとお知らせすべきだと思いますね。

【角田会長】

資料 4 のパブリックコメントに対する意見の検討内容については、このような整理をしているということですが、先ほどから出ているとおり、検討した結果、採用、不採用となりましたということができるだけ多くの人目に触れることができるような形で広報できればいいかという気がしますね。意見を言った人だけではなくて、それ以外の人にもということになっていけばいいですね。

【事務局（佐々木部長）】

ホームページと情報公開コーナーでは、すべての意見に対する回答は出しています。

【傳法副会長】

ホームページは多少免罪符的なところがあって、私も使っていますけれども、出したからいいだろうと逃げるのが上手です。やはり重要なご意見があったときにはきめ細やかなお知らせをするというのはされたほうがいいと思います。石狩市はこれだけたくさんのことやっけていながら、誤解された評価がされるというのはそういうことがあるからではないかと思います。

【長委員】

私もたまにパブリックコメントに意見を出してお答えいただいていますけれども、一定の人だけがパブリックコメントに意見を出しているという状況を変えていくためには、個人で意見を言っても行政は聴いてくれるということを示していただければ、意見を言いたいと思っている人が言いやすくなるのではないかという気がしますね。広報の小さな場所ですが、審議会の開催状況を出すよりも、具体的にどういう審議会をやってどういう意見が出た、あるいは傍聴者の方がどのような感想をお持ちになったのかということ載せたほうがいいような感じがします。今日も傍聴者の方からお気持ちがあればご意見を書いていただくアンケートのようなこともされていますね。これはそんなに費用もかからないと思いますので、そのようなことを地道に続けていっていただきたいと思います。

【角田会長】

前回、確認させていただきましたが、傍聴者の意見提出ということで当審議会でも傍聴者が書面で意見を提出することを認めるということにしております。今日も傍聴の方が 3 名ほどおられますけれども書面でなくても認めますので何かありましたらどうぞおっしゃってください。

本日の資料について、他に何かありますか。

それでは、次の議事に入る前に第 3 回の審議会答申をした後に、市のほうで新たな取り組みをされているようですので、その取り組み状況について事務局から説明をいただきたいと思います。

【事務局（松田課長）】

第1回の資料では11ページ以降になりますが、第3次までの答申とそれに対する取り組み事項について掲載しております。それらに関連して現在までに取り組んでいる内容について皆さんにご報告させていただきます。マニュアルにつきましては、先ほどお話ししたとおり、条例改正の内容と留意事項、あるいは具体的な事例を載せて理解を深めようという取り組みをしているのがひとつです。

もうひとつは、緑色の「市役所直行便」というものを作ってみました。ご覧いただければおわかりになるかと思いますが、私どもも市政に対する意見は積極的に聴いていきたいということがありまして、今も様々な形でご意見をいただいておりますが、この用紙に意見などを書いて閉じていただければ、ポストに入れていただくだけで私どもの部署に届くようになっております。9月から支所や公共施設の一部、あい・ボードに用紙を置いてありますが、残念ながら今のところ1件しかご意見はいただいておりますけれども、このようなこともひとつの積み重ねになるのではないかとということでご紹介させていただきました。

また、メール配信サービスを9月から始めております。市民参加の情報をいかに市民の方に届けるかということは今までも審議会の中でご議論いただいておりますが、潜在的に関心がある方の中にはいるのではないかと話も出ておりましたが、そういう方に少しでも身近に手続の情報を届ける必要があるだろうということで、メール配信サービスを始めました。ご存知かと思いますが、メール配信サービスは、観光情報や不審者情報などをできるだけリアルタイムで情報発信するというので始めておりますが、そのメニューのひとつとして市民参加についても入れ込んだというものです。1回目は9月4日に配信し、その内容はお配りしている資料のとおり、傍聴できる審議会やパブリックコメントの予定などになっております。ご覧のとおりボリュームがありますので、携帯電話では契約内容によってはパケット代が高額になってしまうこともあって、パソコンの方だけを対象にしていきたいと考えております。内容については基本的には各月の手続の情報というように考えていましたけれども、今いただきましたご意見も踏まえまして内容を工夫して取り組んでいきたいと思っております。これらにつきましては歩み始めたばかりで評価ができる状況ではありませんので、結果の報告は後日になりますけれども、やり方などに工夫をすべき点などにアドバイスがありましたら、ぜひいただければと思います。

【角田会長】

ただいま、第3次の答申については市として真剣に取り組んでいるということで3つの新しい施策についてご説明がありましたが、これに対して何かご質問やご意見はございますか。

【五十嵐委員】

石狩市は何でも早く、市民参加でもごみの問題でもすぐ進んでいますよね。人権の問題は遅れていますけれども、子ども人権制度は10年以上も前からいろいろなところでやっています。なかなか難しい問題ですが、子どもに対する暴力といった人権の問題については石狩市でも取り組んでいかなければならないと思っております。参考までに伺いますが、全国でなくても構いませんが、市民参加制度を取り入れているところはどれくらいあるのでしょうか。

【事務局（松田課長）】

後ほど調べてお知らせいたします。

【角田会長】

条例を作ったのは第1号でしたか。

【事務局（佐々木部長）】

この条例は日本で始めてです。その後でいろいろ似たような条例ができてきました。

【事務局（松田課長）】

お待たせして申し訳ございません。道内 3 5 市の状況だけで恐縮ですが、条例を制定しているのは、石狩市のほかには旭川市、富良野市、伊達市、千歳市の 5 つです。北広島市と苫小牧市が検討中です。

【事務局（佐々木部長）】

これは市ですが、町でもいくつか似たような条例を作っているところがあります。本州では西東京市、鹿児島市などがあります。

【五十嵐委員】

ありがとうございました。

【角田会長】

他に何かございませんか。無ければ本日の議事の 1 番目の市民参加手続の実施運用状況についてはだいたい確認ができたということによろしいでしょうか。

それでは議事の 2 番目、第 4 次審議会の答申についてです。前回と今回でいろいろなお意見をいただきました。その中で、今後全体で更に掘り下げていったほうがいいと思われる項目を絞り込んでいくことについて、皆さんと意見を交わしていきたいと思います。前回の審議会で、第 4 次の審議会として 2 年間でトータルで評価して最後に答申するというのを基本とするけれども、案件によっては平成 20 年度で答申していくことも必要という確認がなされております。従って、今年度何らかの形で答申をするのであれば、今年の予定が年 3 回で、今回が 2 回目ですからあと 1 回しかございませんので、どうしてもこの案件だけは今年度に答申したいということがあれば今日出していただいて、若干の整理をして、ある程度答申できるような形にしておかないと、次回ではなかなかまとめきれないと思いますので、まずは特に今年度で急いで答申しておきたい、あるいは提言したいという項目があれば出していただきたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

【長委員】

はじめにお話しさせていただいたように、個人的には手続の手法をいろいろと考えておられると思いますが、手法の選択をするときにレベルを合わせなければならないと思いますので、マニュアルの中に具体的な事例を盛り込んでいただきたいという気がしています。

【角田会長】

長委員から、マニュアルをさらに原課が判断しやすいように具体的な事例と基準を作って盛り込んでどうかというご意見がございました。

【長委員】

具体的には Q & A のようなものを資料につけていかれると、年度ごとに更新していきやすいのではないかと思います。

【傳法副会長】

あまり急がないほうがよいのではないかと思います。マニュアルを作って、こういうものはこうですよというようにやってしまいますと、逆にそれに載っていないものはやらないということもありますので、市民の声を聴く課のほうで適切に対応してくれるというような方法にしていってほしいかと思っています。最初から枠を決めてしまうと、当たらないものが出てきたときにかえって困るのではないかと。

【角田会長】

すべてがきっちりと網羅されていればいいのでしょうかけれども。

【傳法副会長】

なかなかそうもいきませんからね。マニュアルに載せることも必要なことは必要だと思いますけれどもね。

【長委員】

担当の職員によって違ってくることがあるのではないかという気がしますので、それではまずいだろうということです。

【角田会長】

現実に長委員がおっしゃるような問題はありましたからね。

【五十嵐委員】

各部局があまりわかっていなくて、市民の声を聴く課のほうだけで進んでいる部分が多いのではないかと思います。原課のほうは手間取っている、作業も多くなっているという感じを受けています。市民の声を聴く課だけで先走りしないように、もう少し各部局の中で詰めていったほうがよいのではないのでしょうか。悪く言えば原課が振り回されているということはないですか。

【吉田委員】

私は職員として以前いた部署で市民参加手続をやってきましたけれども、職員の中には市民参加手続をしなければいけないという意識はかなり定着してきていると思います。計画をつくるとか何かをするときには市民参加手続を踏まなければいけないという意識はありますので、その時に市民の声を聴く課に今このようなことを考えているけれども市民参加手続はどうしたらよいかということ相談して、手続が必要だということになれば、それにあたって何が必要なのか、パブリックコメントが必要とか公聴会までは必要ないというような相談をしてやっていることが大いにあると思います。手続をしなければ職員として大きな問題になりますので、市民参加手続をするという意識はかなり定着していますから、市民の声を聴く課と所管課が十分に相談してやっているというのが実情です。それにはもちろんマニュアルも必要だとは思いますが、所管課と市民の声を聴く課との関係はこのように感じになっています。

【五十嵐委員】

行政改革懇話会というものがあるようですから、その辺りのことも詰めていかれると思いますけれども、原課のほうで混乱しないようにしていただければと思います。

【松原委員】

各部局で広く該当するような事項については、早くマニュアル化するべきだと思いますし、一品料理のようなものは市民の声を聴く課に問い合わせるといようなやり方が効率がいいと思います。市民の声を聴く課に何でも問い合わせるといことになれば、こちらのほうがパンクしてしまいますので、聞かなくてもいいようなものは先にふるいにかけてマニュアルに入れて、そこからはずれるものは個別に聞いて判断していくのがよろしいのではないかと思います。

【五十嵐委員】

市民の声がたくさん出てくるようであればいいのですが、パブリックコメントをやっても市民からの声が少ないと思います。市民の声を聴く課ができたときは素晴らしい課ができたと思いましたが、今、このような状況ですから戸惑ってしまいますね。

【三島委員】

市民参加手続の条例が早くできて戸惑っているとおっしゃいますけれど、早くできて市民が慣れるのはいいことだと思います。プラス、市民参加が少ないというのは行政だけの責任ではなくて、市民の責任でもありますので、ぜひ、この審議会で市民のほうに働きかける方向に持っていったらいいと思います。それとマニュアルですが何でもかんでも作ればいいというわけではなくて、本当にこれぞマニュアルというもののほうがいいと思います。職員だって決して研修していないわけではないですし、この市民参加制度をわかっていないわけではないですから、本当にわからなくてこれは何だろうというときにだけマニュアルがいいと思います。職員をもっと信じて協働してやっていったほうがいいと思いますけれども。

【五十嵐委員】

私も信じていないわけではありませんし、一生懸命やっているのは見ていますけれども、ただ、三島委員が言われたとおり、市民がもう少し関心を持つように我々が進めていかなければならないというのはよくわかりますね。

【角田会長】

今は今年度に答申をどうするかという議題で進めていますから、マニュアルの改訂の話が出ていますけれども賛否両論あるようですね。その他に何かありませんか。

【三島委員】

私は今期からこの審議会に参加していますので、たった 2 回目から答申についてと聞かれても、まだ会話についていくのが大変な状態ですので、もう少しゆっくりしたペースで進めていただきたいと思います。

【柴田委員】

私は厚田から来ておりまして、市民の声を聴く課というこんなに素晴らしい課があったのかという、役所を身近に感じる事ができたというところですので、会話についていくのが精一杯なところがありまして、まだ答申というところまではいけない感じです。

【今中委員】

やはり三島委員もおっしゃられたように、まだ 2 回目ですので何を答申したらよいかというところまでは難しいかと思います。答申をやるならやるで早くまとめる方向にしていったらいいと思いますけれども。

【傳法副会長】

私はまったく無いわけではなくて、今日もお話してみても、皆さんから意見をいただいたものに対して市がいろいろな活動をやっていることをきめ細かく伝えていく努力は必要であるということと、もうひとつは広報の充実というか、せっかくやっていることを載せているのですからもっとわかりやすく載せたほうがいいと。市民の声に対してどう答えたかというようなことを載せていただけるといようなことであれば、次回の審議会でもそんなに難しくなく、今すぐにでも直していただけるような内容ではないかと思います。

【今中委員】

今日の会議の冒頭から言われておりますが、いろいろな場面で市民の皆さんの関心の低さというか、様々な会合でもこれだけの人がしか参加されないのかという場面に出くわします。花川南出張所廃止の説明会の最たるものが、パストラル会館の 4 名というのがあります。市側から 4 名の職員が出られて

いたというお話ですから、職員4名市民4名で何を説明したのかということにもなります。むしろ、国の官報であるものが市の広報であるとすれば、それを全戸に配布しているわけですから、それを見ない人がいるというのも問題ですよね。参画意識が低いと。花川南出張所のことばかりで恐縮ですが、これは財政再建計画で決まっておって、説明会でとどめておかないと、わずかこれだけしか参加しない中でいろいろなことを決定するというのは非常に危険な話ですね。そういう状況で市民のみなさんがもっともっと参加するためにはどうしたらいいのだろうと、出張所の説明会のときは広報に載せている、回覧板でも知らせている、連合町内会の役員会でもお願いしているということで、複数のことをやってもこういう状況だということ踏まえ、市民が参画していく意識を高めていくためにはどうしたらよいかと思います。

【角田会長】

説明会も時期や案件などによってはいろいろあると思います。確かに市民の中に参加されるという意識をお持ちの方は非常に少ないような気がします。どうしたら市民意識が高まってくるのかということをお考えなければいけないと思います。

今年度に答申や提言をするかしないかということについて、他にご意見はございませんか。

【青木委員】

今の話を伺っていて、まず、私自身が反省をしなければいけないと思っておりました。石狩市のやりたいことがはっきりと見えてこないというところが、いろいろなところで疑問になったり、言ったとしても今はやはり財政のことでそれはダメということがありますよね。出されている案件が本当に自分の身近に関わっていないとなかなか理解できないようなことが多いような気がします。こうやって委員として出席させていただいている中で、これが石狩市の全部の人たちの心に届いて、そして意識を持って取り組んでいけるのだろうかという気持ちになります。自分自身はどういう形で皆さんに伝えていったらいいのだろうと思いますけれども、周りの人たちもやはりわからないですね。この審議会があることすらわからないです。そういう人たちがとても多いような気がします。みんなで作り上げていくという気持ちがもう少しあってもいいのかなと思ってしまう。

【角田会長】

まさに協働という意識ですね。いろいろPRはしているはずなのですが。

他に何かございませんか。今回の答申については、マニュアルに関しましても何か言いたいというご意見と1、2回の審議会では内容もよくわからないし急ぐべきではないというご意見とふたつあったと思いますがどうでしょうか。あるいは副会長の市民から今まで出された意見に対してどうしたかということをおPRすることというのもありました。

【傳法副会長】

そのくらいであれば今年度でも答申できるかと思ったのですが、あまりあわてなくてもよろしいと思います。でもたぶん今日、この審議会では行政は意外ときめ細かく実際にはやっているけれども、それが見えないということは気づいていただけたのではないかと思いますね。そうするとこの審議会としては見える形でお返ししてあげたほうがいいですよというアドバイスはできていると思っています。

【西委員】

答申云々ではないのですが、このマニュアル2008を読んでいまして、やはり審議会の充実が非常に大事だと思います。2年前からでしたでしょうか、傍聴者にアンケートをとって意見や感想が書けるというようになりましたけれども、私たち委員もどのような意見や感想が出ているかわかりませ

るので、それは公表していただければ審議会にとっても有効ですし、広報いしかりに傍聴者の人数を載せるだけでなく、傍聴に来た方がどのような感想を持たれたのかを公表したほうが、市民の関心はより高くなると思います。委員を公募したときに自分も応募してみてもいいという誘い水になるのであれば有効であるという気がします。議事録も要点筆記から全文筆記で一言一句皆さんに返してから確定というように進化してきていると受けとめておりますので、傍聴者から意見などが出ているのであれば審議会を活発にしていこうというところを市民に情報を開示することが必要だと思います。

【角田会長】

今のご意見に対して事務局から何かありませんか。

【事務局（松田課長）】

この審議会で傍聴者の方々からご意見をいただいたとすれば、それは次の審議会に必ず皆さんにお知らせをします。この審議会は必ず公表することにしていますので、今はご意見をいただいていないというのが実情です。それをこの審議会の中だけでなく外に出すということはしてありません。

【角田会長】

西委員はそれを外にも公表するべきだというご意見ですね。

【西委員】

傍聴の方もそんなにたくさん見えませんし、わざわざ公表するような内容かどうか分かりませんが、審議会がもう少し市民にとって身近で、なおかつ活発に行われているということは、見せる努力、やっている努力を審議会の委員としても見せるということであれば、確定した議事録が情報公開コーナーにある、あるいはホームページを見れば載っているということだけではなく、もう少し違った形の情報公開があってもいいと思いました。

【事務局（佐々木部長）】

外から見た視点を入れようということでありまして、そういうことで先ほど説明しましたとおりご意見をいただいたときには、次の審議会委員の皆さんにお配りして、いただいたご意見をどのように咀嚼して次回以降の審議会を進めていくかということをお考えいただく材料としてアンケートを取らせていただいているわけです。アンケートそのままの形で外に公表というところまでは想定していないのです。

【角田会長】

もしそうするのであれば、傍聴者の方の了解も得ないといけませんね。

【事務局（佐々木部長）】

そういうことにもなりますね。

【角田会長】

基本的には審議会で出された内容も、市でやっていることに対して出された市民の意見の対応も、できるだけたくさんの市民に見ていただくことを考えるべきですね。

さて、今年度答申を出すか出さないかというところですが、もう少し時間をかけていろいろなことを議論していったほうがいいのではないかというのが大勢ではないかと思いますが、いかがでしょうか。長委員はいかがですか。

【長委員】

私も運用マニュアルのことを求めたのは、案件や担当者によって対応の状況が変わってくるということ自体が、市民からの不信感を生むという危惧を持っておりましたので、すべて市民の声を聴く課

でふるいにかけているということであれば、それは大丈夫だと思いましたが、急ぐ必要もないと思います。

【傳法副会長】

基本的には全部を受けてそれなりの判断をしてということで、意見をいただければ課として検討しているということですね。切ってしまうためにやっているわけではないということは事実ですね。

【事務局（松田課長）】

事務を一元化して手続に関する公表の窓口は市民の声を聴く課になっていますので、必ず私どもの課を経由しますから、その段階で話をする機会は確保できているということです。こちらに情報をくれないままで静かに流れていって、いざというときに手続をしなければいけなかったのにという状況が出てくるケースもないとは言えないです。

【角田会長】

そのあたりを長委員は心配しているのですね。

【傳法副会長】

そうだと思います。

【角田会長】

そこは研修などで鞭を入れるという表現にして、さらに鞭を入れていけば多少は改善されていくと思います。前回の資料に問題事例所管ヒアリング調書というのがありましたが、これも年々件数が少なくなっているような気もしますし、それなりに職員の意識は上がっていると思いますけれども、さらに鞭を入れていかないと、長委員がご心配されていることになりますね。

それでは、今年度は答申はしないということで、もう少しじっくり時間をかけて問題を掘り下げていくということでしょうか。

= 「はい」の声 =

【角田会長】

それではそうさせていただきます。

これからは、今年度に答申しないとすれば2年間でまとめていくことになりますので、急いで何かをしなければいけないということはありません。それで、もし今この場で、第4次審議会として議論を深める項目があれば、お出しいただきたいと思います。前回と今回で、市民説明会のことや市民の認知度のこと、あい・ボード、職員の意識そのものについてということが課題的に出ていたと思いますが。マニュアル改訂の話もありましたね。

【事務局（松田課長）】

今、今年度に答申するかどうかと合わせて、マニュアルのあり方や市民の方にもっと関心を持ってもらう手法、手続の結果や取り組みに対しての市民への返し方や広報のあり方などをいろいろな形でさせていただいたと思っております。これを一度整理して、会長とも内容の確認をしたうえで皆さんにも次回の審議会前に皆さんにお送りしてご覧いただいて、他に上げていくべきものがあればご意見をいただくような形でやらせていただきたいと思います。

【角田会長】

確かに、今この場で項目を絞り込んでいくのも無理だと思いますので、ただいま事務局からお考えが示されましたけれども、ある程度整理したものを皆さんにお送りして、それをもとに次回はご意見をいただいていくということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

= 「はい」の声 =

【角田会長】

それではそのようにさせていただきます。

予定の時間を過ぎてしまいまして申し訳ありません。本日の議題はこれで終わりたいと思いますが、事務局から何かありますか。

【事務局（松田課長）】

繰り返しになりますけれども、次回の項目の整理は議事録の確認と合わせてさせていただいて、その時に必要な資料などもご一報いただければ、その準備をして第3回を開催する方向で考えたいと思います。場合によっては年明けになるかもしれませんが、今回と同様に、事前に皆様のご都合を伺って、多くの方にお越しいただける日に設定したいと思いますのでよろしくお願いします。

【角田会長】

今回はいろいろな資料の都合もありますので、年明けという話もございましたが、また、近くなりましたら皆様のご都合をお伺いしたいと思います。

全体を通して何かありましたら、最後にお出しいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ないようですので、これで第2回の審議会を終了させていただきます。司会の不手際で時間が超過しましたことをお詫び申し上げます。また次回もよろしくお願いします。

平成 20 年 11 月 12 日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 角田 義寛